

全附連 28-035
平成 28 年 6 月 30 日

各附属学校園
PTA 会長殿

全国国立大学附属学校 PTA 連合会
会 長 井上恒治
担当副会長 田中米育
総務委員長 神余智夫

土 曜 ・ 放 課 後 活 動 等 助 成 金 の ご 案 内

向暑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、全国国立大学附属学校 PTA 連合会の活動にご理解とご支援をいただき誠にありがとうございます。

さて、昨今の子どもたちの学力低下や貧困家庭の問題、また土曜日における児童生徒の過ごし方の状況等に鑑み、私たち附属学校園におきましても、土曜日や放課後等において、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるため、多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組むことが求められています。このような状況の中、私ども全附P連ではその基本活動のひとつとして土曜・放課後活動等の推進に取り組むべく、各附属学校園での活動等の促進を目的に、「土曜・放課後活動等助成金」として、応募される学校園に対して助成することとなりましたのでご案内いたします。

幅広い視野からすべての子どもたちの健やかな成長を支える取り組みが着実に進められることを期待しています。

詳細は下記の助成金事業内容をご参照ください。

ぜひご活用いただきたく数多くの申請をお待ち申し上げます。

《平成28年度 土曜・放課後活動等助成金事業》

1. 助成金事業内容

土曜・放課後活動等助成金とは、土曜日や放課後等において、学校、家庭、地域が連携し、子どもたちにこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えるため、多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会の充実に取り組む活動への助成です。

《助成金》

1 学校園あたり、一律50,000円

- (1) 助成金支給の際の検討材料などにするため申請書（様式1）の企画書と助成金使途予定に概要の記載をお願いします。内容によりましては助成ができない場合もありますのでご注意ください。
- (2) 申請書を厳正に審査したのち、申請校に対して2週間以内に5万円を一律に助成します。活動費用の一部への充当も可能ですし、複数の活動に分散して充てることも自由です。但し、原則として備品等の購入は助成対象外となります。
- (3) 特殊事情もしくは自己都合による活動中止の場合、助成金は返金していただきます。返金は基本的に振込とし、手数料は負担していただきます。
- (4) 今年度は、審査終了順先着にての助成を予定します。予算額は500万円です。予算額に達した場合は、受付期間内であっても、申請書の受付を終了させていただきます。

2. 提出期限

《申請書》

受付期間 平成28年7月1日（金）より7月20日（水）まで

《報告書》

提出期限 活動終了後3ヶ月以内（ただし、年度内）

※申請書に関し、受付期限を越えての受理はいたしかねますのでご注意ください。

※助成に対する報告書の提出は必須項目となりますので併せてご注意ください。

※期限内に報告書が未提出の場合、助成金は返金対象となります。

※申請書・報告書のテンプレートは「全附属ホームページ」からダウンロードできます。

3. 申請書・報告書提出先

全附属事務局

〒105-0001 東京都 港区 虎ノ門1-2-29 虎ノ門産業ビル8F

TEL : 03-3591-2091 FAX : 03-3591-2092

e-mail : soumu@zenfuren.org

4. 問い合わせ

メールにてお願いいたします。

担当 : 全国国立大学附属学校 PTA 連合会 総務委員長 神余智夫

e-mail : soumu@zenfuren.org

5. 特記事項

- ① 助成金は活動に対するもので、物品の購入のみには助成いたしません。
- ② 同じ学校園で複数の申請はできません。
助成金を複数の活動に分散することは可能です。上記「1. 助成金事業内容」を参照してください。
- ③ 助成金は、申請書（様式1）に記載された各学校園PTA口座への振込とします。
いかなる場合であっても、個人名義の口座への振込はできません。
- ④ 活動終了後3ヶ月以内に報告書を事務局に提出してください。
ただし、最終提出期限は上記「2. 提出期限」を参照してください。
- ⑤ 活動報告書は写真も含め電子データにてお送りください。
写真は報告書（様式2）の【事業報告】（記録写真）の点線枠内に、1枚のみ貼り付けてください。
また、メールにて提出の際は、「〇〇学校土曜・放課後活動等報告書」のように校園名を必ず明記してください。
- ⑥ 原則として、活動報告は上記⑤も含め全附属ホームページへ順次掲載する予定です。
- ⑦ 助成金の決算報告は報告書（様式2）の助成金使途報告にて提出してください。
費目について細分化・特定できない場合は、「運営費充当」等の表記でも差し支えありません。
（領収書等の写しを添付する必要はありません。）
- ⑧ 助成金支給を速やかに行うために申請書の受付期限（締め切り）を早めています。
ご確認の上、提出期限にご注意ください。
- ⑨ 参加対象者が、傷害保険に加入していることが審査の条件となります。カンガルー保険、もしくは各学校園様で独自に加入している保険で結構ですが、対象事業に参加されている全ての方が事業を対象とした傷害保険にご加入ください。
- ⑩ 事業には、各学校園生徒が参加している事が、承認要件となります。ご父兄のみ、ご父兄と先生のみでの活動は対象外となります。

以上